

1 事業名

所沢市立学校設置条例の一部改正

2 事業の概要

所沢市立所沢第二幼稚園を廃止することに伴い、所要の改正を行うほか、関係条例の廃止等を行うものである。

3 他自治体の類似する政策等

他の自治体においても、条例に規定する施設等を廃止する場合には、同様の条例改正を行っている。

4 市民参加の実施の有無とその内容

・パブリックコメント手続

実施期間 令和5年9月1日～30日

意見提出者数 18名

意見数 26件

5 関係法令、基本計画との整合

学校教育法

6 事業費及びその財源等

なし

7 その他

添付資料

・新旧対照表

新

旧

議案第132号 所沢市立学校設置条例の一部を改正する条例

◎所沢市立学校設置条例の一部改正

本市の設置する学校は、次に定めるとおりとする。

(1)・(2) 略

本市の設置する学校は、次に定めるとおりとする。

(1)・(2) 略

(3) 幼稚園

名称	位置
所沢市立所沢第二幼稚園	所沢市大字荒幡684番地の3

◎所沢市非常勤の特別職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正（附則第3項関係）

別表第1（第2条関係）

行政委員会及び附属機関の委員等

職名及び区分	報酬額	
略		
就学支援委員会委員	日額	7,900円
学校給食センター運営委員会委員	日額	7,900円
略		

別表第3（第2条関係）

その他教育委員会が任命した特別職員

職名及び区分	報酬額	
略		
学校薬剤師	年額	1校当たり139,700円に、執務回数に2,020円を

別表第1（第2条関係）

行政委員会及び附属機関の委員等

職名及び区分	報酬額	
略		
就学支援委員会委員	日額	7,900円
<u>幼稚園運営協議会委員</u>	日額	<u>7,900円</u>
学校給食センター運営委員会委員	日額	7,900円
略		

別表第3（第2条関係）

その他教育委員会が任命した特別職員

職名及び区分	報酬額	
略		
学校薬剤師	年額	1校当たり139,700円に、執務回数に2,020円を

		乗じて得た額を加算した額
学校相談医	年額	149,800円
略		

		乗じて得た額を加算した額
園医	年額	153,200円
園歯科医	年額	153,200円
園薬剤師	年額	83,200円
学校相談医	年額	149,800円
略		

◎所沢市学校医等の公務災害補償に関する条例の一部改正（附則第4項関係）

（趣旨）

第1条 この条例は、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和32年法律第143号。次条において「法」という。）第4条第1項の規定に基づき、所沢市立小中学校の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師（以下「学校医等」という。）の公務上の災害（負傷、疾病、障害又は死亡をいう。以下同じ。）に対する補償（以下「補償」という。）の範囲、金額及び支給方法その他補償に関し必要な事項を定めるものとする。

（趣旨）

第1条 この条例は、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和32年法律第143号。次条において「法」という。）第4条第1項の規定に基づき、所沢市立幼稚園及び所沢市立小中学校の非常勤の学校（園）医、学校（園）歯科医及び学校（園）薬剤師（以下「学校医等」という。）の公務上の災害（負傷、疾病、障害又は死亡をいう。以下同じ。）に対する補償（以下「補償」という。）の範囲、金額及び支給方法その他補償に関し必要な事項を定めるものとする。